

# いっしょにつくる 子どもの権利条約の 根付いた学校



子どもの権利条約推進委員会  
<http://www.stu.jp/>



目 次

● 共同研究者挨拶	1
● 子どもの権利条約ってなんだろう？	2
● なぜ、子どもの権利条約なのか	4
● 学校生活の中で 「子どもの権利条約」を意識したアプローチ	6
● 「子どもの権利条約」具体的実践例	8
● 資料：ワークシート	10
● 研究所からの提案	11
● 子どもの権利条約を学んで…	12



## 子どもの権利条約を活かした学校づくりを どのようにはじめるか

立正大学大学院社会福祉研究科教授・社会福祉学部教授 大平 滋

今年は、子どもの権利条約が1989年に第44回国連総会で採択されて20年、わが国で1994年に批准されて15年になる。では、この間に、子どもの権利条約が学校や家庭、社会一般にどれほど認識され、浸透していったんだろうか。

学校現場では、多くの教員が名前や簡単な条項を知っているが、「子どもの権利条約を活かした学校づくり」とはどのようなものなのか、十分に理解しているとは言えない。さらに、それを実践しているとなると、その数は少ないであろう。家庭や社会一般においては、子どもの権利条約の名前すら知らない場合もある。子どもの成長や人権を保障するうえでは心もとない状況ではないだろうか。

学校現場では子どもの目線に合わせた試みも徐々にすすんでいるが、その時々の社会情勢や教育行政の施策の影響を受け、浸透具合は一進一退の状況である。教育行政が教育原理として競争原理を主軸におけば、学校現場で管理的な側面が強くなつて子ども主体の学習が展開されなくなる恐れがある。すなわち、子どもの権利が侵されやすい状況となる。子どもの人権が尊重され、子ども主体の教育を実現するためには、子どもの権利条約を機軸にした教育実践を展開することが大切である。

また、社会状況に左右されない、確固とした教育実践を展開するためには、権利基盤型（権利基盤型アプローチとは、子どものための立法や施策を、子どもに対する恩恵や保護ではなく、子どもの権利を保障し、充足するという観点から検討すること）の教育実践を展開することが必要であろう。権利基盤型の子どもの権利条約を活かした学校づくり、教育実践を進めることは、それほど大きな壁ではない。現実の学校での生活で、子どもの人権を尊重した見方で、子どもを見、子どもと接すればいいのである。しかし、これには、教員の意識改革も求められよう。

「子どもの権利条約を活かした学校」の実現までには、道のりの長い分野もあれば、すぐにでも実行できる分野があるが、まず、はじめの一歩を踏みだすことになった。この2年間、子どもの権利条約を活かした学校づくりの具体的なすすめ方を検討してきた。教育研究所のとりくみは小さな歩みだが、子どもと一緒に新たな学校づくりに挑戦していく提案である。

2009年3月10日

# 「子どもの権利条約」



## 第3条 【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとっともっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



## 第16条 【プライバシー・名誉は守られる】

自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙の内容など、人に知られたくない個人情報は守られなくてはなりません。また、他人から名誉を傷つけられない権利があります。



## 第6条 【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



## 生きる権利

防げる病気などで、命を失わないこと。病気やけがをしたら治療を受けられること。

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数の民族の子どもなどは特別に守られること。

## 守られる権利

## 第19条 【虐待・放任からの保護】

子どもが、どんなたちであれ、親から暴力をふるわれたり、むごい扱いをされたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



# ってなんだろう？



## 第31条 【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。



## 第18条 【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まず父母にあります。国はその手助けをします。



## 第28条 【教育を受ける権利】

子どもには教育を受ける権利があります。国は、すべての子どもが学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校で学ぶチャンスを与えなければなりません。また、学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。



## 第13条 【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。



## 第12条 【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

# なぜ、子どもの権利条約なのか！

## 【「子どもの権利条約」に関する誤解】

「子どもの権利条約」締約当初は、発展途上国の貧困や戦争から子どもたちを守るために規定されたもので、日本には関係ないという解釈がありました。この背景には、日本は経済的に豊かで、子どもの権利が損なわれていることはあまりないという考え方がありました。また、「権利ばかりが強調されると、子どもが権利ばかりを主張して大人の意見に従わなくなる。」とか「子どもは保護するものである」という声もあり、子どもの裁量権を狭め、主体的・能動的な行動を阻んでいる実態もあります。

## 「日本の子どもたちは本当に豊かなのでしょうか？」

### 【国内における子どもの諸問題】

- ・貧しい状況におかれている子ども（「子どもの貧困」）の拡大  
…保護者の所得格差の拡大、教育費の高騰
- ・子どもを巻き込んだ事件の増加  
…いじめ、児童虐待、ネグレクト、少年犯罪、売春、ネット犯罪、ドラッグ 等

#### 【関連条約】

- ・2条 差別の禁止 ・5条 親の指導の尊重 ・6条 生きる権利・育つ権利 ・13条 表現の自由
- ・16条 プライバシー ・17条 適切な情報の入手 ・19条 虐待・放任からの保護
- ・24条 健康・医療への権利 ・27条 生活水準の確保 ・32条 経済的搾取からの保護
- ・33条 麻薬・覚せい剤などからの保護 ・34条 性的搾取からの保護

## 「現実には、発展途上国だけの問題とは言えない！」

### 【これまでの教育】

1980年以降、学校における授業時数が減少するとともに、体験活動や問題解決的な学習を推進する等、いわゆる「知識偏重」から「ゆとり」へ転換が図られてきました。しかし、国はその理念を掲げるだけで具体的な方法を示さず、必要な人的措置・財政措置をしなかったため学校現場は大変混乱をしました。そして、「ゆとり教育」の総括をしないまま、再び「知識偏重」教育に方向を転換しました。

さらに、教育基本法の「改正」により、内面の自由を侵害する恐れが高まっています。

## 「その結果、どうなったのでしょうか？」

### 【現状】

これまで、学びの主役を子どもに置ききれなかったため、主体的に社会に参画する人間を育てることが十分にできなかつたのではないかでしょうか。そのため、次のような問題が生じる一因となったと考えられます。

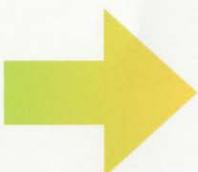
- ・20代～30代のフリーターの増加
- ・非正規雇用者の増加
- ・政治への無気力・無関心
- ・生活全体を覆う虚無感、将来の見えない閉そく感

# 「子どもの権利条約」を推進する教育

## 【「子どもの権利条約」を通して育みたい姿】

- 自分の未来に希望がもてる人（自己肯定感）
- 社会は自分たちの手でつくるという強い意志（自己決定能力）

政治に対して意見を  
言わない国民



社会に主体的に参画する  
自律した市民の育成

子どもの基本的人権が徐々に侵害されている状況にあることから、「子どもの権利条約」を子どもの人権を保障するための基本指針として位置付け、教育活動を展開していくことが大切です。そして、子どもたちが自己肯定感をもつとともに、未来に希望をもち将来のために学ぼうとすることをめざします。また、主権者として社会に主体的に参画していく自律した市民に育つためには、子どもの頃から様々な場面で自分の考えを表し、自己決定をしていく体験が必要となります。そのためにも、「子どもの権利条約」が根付いた学校づくりを行っていくことが重要です。

## 研究経過（2007年度～2008年度の実践）

### 研究の方針

「子どもの権利条約」とは何かという発信から一步前進して、「子どもの権利条約」を正しく理解したうえで、学校現場にどのように定着させができるのかを探ることにしました。

#### 〔2007年度〕

- 東京都杉並区児童青少年センター「ゆう杉並」視察
- 東京都世田谷区「羽根木プレーパーク」視察
- 「地方自治と子どもの施策」全国自治体シンポジウムin高浜に参加
- 神奈川県川崎市立桜本小学校、わくわくプラザ、ふれあい館視察  
…川崎市では「川崎市子どもの権利に関する条例」が制定され、学校でも小学校低学年から人権や権利に関する学習にとりくんでいました。発達段階に応じた体系的な権利学習がすすめられているとともに、具体的な実践事例をまとめ、人権教育に関するQ & Aを冊子として配布しています。現場の教師が実践しやすい支援を継続的に続けていました。

#### 〔2008年度〕

- 学校生活の場面ごとにおける実践の整理
- 学校現場での具体的な実践発表
- 教育研究所からの提言のまとめ



# 「子どもの権利条約」を意識したアプローチ

## ・登校時・



登校時に遅刻してくる  
子どもに対して…

「なんで遅刻してくるんだ。早く行きなさい。」

「どうした? 今日は何かあったの?」と  
まず子どもの言い分に耳を傾ける。

## ・授業中・



宿題をやってこない子どもに対して…

「なんでやってこないんだ。」と叱責や罰を与える。

できなかった理由を聞き、いつまでに、  
どこまでならできるのかを確認し、励ます。

## ・昼休み・



昼休みに学級やグループで  
行事等の練習を行うときに…

「クラス競技だから、みんな必ず参加しなさい。」

休む時間の確保の必要性を伝えた上、学級で  
いっしょに練習する意味について話し合う。  
練習に参加できない子どもを非難しない。

## ・給食・



給食を配膳するときに…

完食を目指して、全部食べるよう指導する。

バランスのよい食事や栄養について考え、  
自分に合った食事量を選べるようにする。

忙しい学校生活の中で、何気なく、  
の中のようなことをしていることはありませんか?

## ・課外活動・

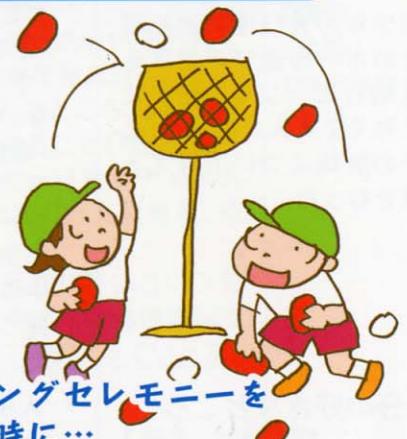


部活動時の試合の振り返りの場面で…

顧問からみた反省点が伝えられ、  
顧問主導で練習計画が決められる。

部長を中心に、試合を通して良かった点や  
改善したい点について話し合いをもち、  
今後の練習計画を子どもが中心になって  
立てるようにする。

## ・特別活動・



運動会の  
オープニングセレモニーを  
企画する時に…

教員がアイデアを出して立案し、進行の  
仕方や原稿などを教員が提示してしまう。

「今年はどんなセレモニーにしたい?」と  
投げかけ、入場の仕方や演出を子どもに任せ  
る。実現可能な範囲で教員はサポート役に徹する。

## ・生徒指導・



問題行動が発生した時に…

理由を聞かずに注意して、頭ごなしに叱る。

まず、原因や理由を聞き、子ども理解の立場に  
立つ。その後、状況に応じて対応していく。



「先生、～してもいいですか?」と  
聞いてくる子どもに…

いいか、悪いかの判断を教員がしてしまう。

「あなたはどうしたいの?」や「今まで  
どうしていた?」のような聞き方で、  
自分で判断するように促す。

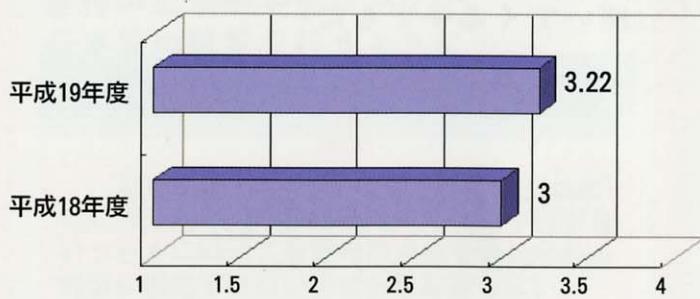
※ 子どもの安全に関するることは大人が判断します。

# 「子どもの権利条約」具体的実践例

場面・状況	「子どもの権利条約」を意識した実践	関連条文とキーワード
<p><b>【休み時間での運動場の使い方の指導の場面】</b></p> <p>★低学年の遊び場所と高学年のボール遊びの場所を区切るコーンを、安全性を考えて大人が置いたが、その意味について考える場をもった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトで休み時間の運動場の様子を示し、高学年の子どもに気づくことがないか、危ないところはどこかなどを考える場を設定した。 「低学年の子にボールが当たったら、けがしちゃうよ。」「ボールを使う場所と使わない場所を分けた方がいいな。」「運動場のルールを決めよう。」</li> <li>コーンで仕切ることを子どもたちが納得し、自分たちで決めたルールを守ろうとするようになった。生活の中の問題を自分たちで考え解決しようとする姿勢が見られるようになった。</li> </ul>	<p>第12条 意見を表す権利 「参画」「自治」「自己決定」「共生」</p>
<p><b>【自分の好きなところ探しをしよう】</b></p> <p>★子どもに自己肯定感を抱かせることをねらいとし、年間を通して自分の好きなところ探しを継続的に行った。そして、個や学級がどのように変容したのかを探ってみた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権資料「いっちゃん、ごめんね」を読んでの話し合い活動 「いじめは絶対にしてはいけない」と教員から押しつけるのではなく、子どもが自ら考え方をもてるよう配慮した。特に「いじめる子」に焦点にあてて話し合いを行う中、「自分のことを大切にしていない」「自分のことが好きではない」という意見が出てきた。</li> <li>自分の好きなところを探す活動 自分の好きなところはどこか書き出した。その際、性格や得意なことだけでなく、「○○をしている自分」のように具体的な行動についても書いてよいことにした。</li> <li>「自分の好きなところ探し」の継続活動 1週間ごとに「自分の好きなところ探し」を行い、書き加えていった。 <b>【p.10 ワークシート参照】</b></li> <li>自己肯定感調査「自分の好きなこと探し」を1か月継続後に、自己肯定感調査を行った。「今の自分がけっこ好きです」という項目では、前年度より高い数値を示した。他にも「他の人にじまんできるものがある」「学校が楽しい」の項目が前年度より高い数値を示した。</li> </ul>	<p>第29条 教育の目的 「共感」「自己肯定」</p>

## ① 今の自分がけっこ好きです

よく当てはまる：4、当てはまる：3、あまり当てはまらない：2、当てはまらない：1で計算



子どもたちは自分の好きなところを増やしていくことで、自分が好きになり様々な活動に自信をもって意欲的にとりくめるようになった。自分を大切にすることで、友達に対しても優しく接していくこうとする姿勢が見られた。

場面・状況	「子どもの権利条約」を意識した実践	関連条文とキーワード
<p><b>【生徒会主催のノーチャイム運動】</b></p> <p>★学校の伝統としてノーチャイムを実施してきたが、授業開始時刻が守られなくなったことをはじめとし、学校全体が落ち着かない状態になった。そこで、生徒指導上の必要性を考え、教員がチャイムを鳴らすことを決定した。その後、子どもたちにチャイムの意義について投げかけ、ノーチャイムを再び実施することにした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒会本部にこれまでの経緯を話し、チャイムについて考えてみるように投げかけた。 ↓</li> <li>生徒会本部役員で現状を把握して、規則が守られているのか、時間が守られているのかを徹底討論した。</li> <li>全校生徒対象にアンケート調査をしたところ、ノーチャイムについては賛否両論の意見があることが分かった。</li> <li>全校討論で意見交換を行った。生徒自身でチャイムの必要性や大事なことは何なのかをじっくり考え、時間に対する意識が高まった。</li> <li>生徒自身からノーチャイムを復活させたいという気持ちが高まり、委員会活動なども加わり、全校体制で時間に対する意識を高める活動につながっていった。 6年間かけて、話し合いを続けた。 ↓</li> <li>2008年度よりノーチャイム完全実施となった。自分たちがノーチャイムを選択したという意識から、生徒会役員だけでなく、一人一人が時間を意識して行動している様子が随所に見られるようになった。</li> </ul>	<p>第12条 意見を表す権利 「選択」「参画」「自己決定」「自治」</p>
<p><b>【学校の好きなところ、嫌いなところ調査より】</b></p> <p>★小学3年生の児童が抱く学校についての要望に、教員がしっかりと向き合い、一緒に考えていこうとする実践。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の好きなところと嫌いなところを自由にアンケートに書き出すようにした。 ↓</li> <li>アンケートを集約して子どもの意見に一つ一つ回答した。その中で「運動場を広くしてほしい」「屋上に行けるようにしてほしい」等すぐに解決できないものについては、その理由を説明して共通の理解を図った。 ↓</li> <li>これからみんなでさらに話し合って、実現に向けて具体的に考えていこうと約束し、教員が努力する姿勢を見せた。子どもには安心して学ぶ権利があること、そして、自分に関係のあることには意見を出すことができる学ぶ機会となった。</li> </ul>	<p>第3条 子どもの最善の利益 第12条 意見を表す権利 「選択」「参画」「自己肯定」</p>
<p><b>【学級目標を決める】</b></p> <p>★子どもたちの「こんなクラスにしたい」という思いを大切にして、子どもたちによる話し合いを重視した。教員はファシリテーター※に徹する。</p> <p>※ファシリテーター =支援者、促し役</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どんなクラスにしたいのかという思いを全員が発表し、5つのイメージをまとめた。「みんなで協力しよう」「夢に向かってがんばろう」「団結しよう」「明るくいこう」「けじめをつけよう」 ↓</li> <li>班単位で5つのイメージを使って学級目標を1つ作り、班の代表者が班の意見を発表した。その後、全員がどの班の意見がよいのかを理由をつけて発表した。最終的に2つの意見に絞られた。 ↓</li> <li>2つの意見に対して、自由に意見を言いたい人が挙手で意見を言い、一方の意見がもう一方の意見に含まれることを全員で確認した。3時間をかけて最終的に学級目標が決定した。簡単に多数決を使わず、話し合いによって、目標を決めることができた。</li> </ul>	<p>第12条 意見を表す権利 「参画」「自己決定」</p>



# 自分の好きなところさがし

年 組 番 名前 ( )

月日 例 ○○○な自分が好き、○○○する自分が好きなど

—— 実際に記入された例 ——

【例1】 A : 大爆笑する自分が好き

オリオン座を見る自分が好き

お店で試食している自分が好き

のんびりしている自分が好き

B : 背の小さい自分が好き

ちょっときつい自分が好き

ピアノを弾いている自分が好き

意外とやさしい自分が好き

【例2】 C : 当初「自分の好きなところは何もない」

3週後「字がきたない自分が好き」を含め4つ加筆

4週後「最近字をきれいに書いている自分が好き」の加筆

p.8の「自分の好きなところ探しをしよう」の実践例より  
【例2】のように加筆があると  
その子の変容がわかります。

家庭から

### 多数決は慎重に

学校現場の話し合い活動で、一定の結論を出さなくてはならないとき、多数決を用いる場面を見かけます。そして、教員が「みんなで決めたことはみんなで守ろう」と一言添えることもよくあります。多数決は話し合い活動の時間の短縮には有効ですが、個々の子どもの思いを大切にしていると言えるでしょうか。様々な議題を全て多数決で決めてしまってよいのでしょうか。

大切なことは、初めから安易に多数決に頼るのではなく、互いの意見を尊重し、話し合いの中でそれぞれの意見のすり合わせをすることです。相互の相違を認識したうえで解決法を見出していく活動を通して、子どもたちに自己決定させる経験をさせていくことが大切です。また、多数決で決まったことでも、事情によりできないこともあります。強制することはできないと認識しています。さらに、子どもの人権に関すること、内面的なもの（宗教や良心の自由等）に関しては多数決を用いて決めるべきではないと考えます。

### 休む時間の確保を

休み時間に、委員会やクラスの仕事を頼むことが学校生活ではよく見られます。分単位で日課が定められている忙しい学校において多くの活動を行っていくには、休み時間も利用せざるを得ないこともあります。そのため、休み時間に仕事をすることは仕方がないと考えている教員が多いのが現状です。

しかし。そのような状態が続き、休息する時間を確保しないということは基本的人権を侵しているという認識をもたなくてはなりません。これらを解決するには、まず、ゆとりある教育課程や日課を実現していくことが必要です。それと同時に、教員が「子どもの休息権」を意識して子どもにかかわっていかなくてはなりません。

### 調整型リーダーの育成

「自律した市民」が育った社会とは、一部の人の意見で世の中が動くのではなく、すべての人が積極的に自分の意志を表し、参画していく社会です。そのためには、自分たちの力で何かができるという体験を子どもの頃から重ねていくことが重要になります。一人一人が自分の意志で積極的にものごとや集団にかかわることが、将来積極的に社会に参画していく大人につながっていくのです。

だれもが参画する社会では多くの多様な意見が出されることから、絶対的な権限をもったリーダーではなく、多くの意見をまとめ、調整する、いわば「調整型のリーダー」も必要です。特定の人が強いリーダーシップで集団を引っ張るのではなく、みんなで支えあい協力しながらすすむには、リーダーを支える周りのサポートも不可欠です。

### 今後の研究の方向性

「子どもの権利条約」で掲げられている理念は、教育の不易な部分であり、かつ重要な提言が数多く含まれています。今後も継続して研究をすすめ、学校や社会に根付かせていかなくてはなりません。そのためにも、教員が意識改革をすすめ現場で活用しやすい具体的な実践研究を継続します。子どもの権利を体系的に学んでいくカリキュラム作成を視野にいれた研究についても将来的にはとりくみたいと考えています。また、学校における「子どもの権利条約」推進では、「参加する権利」「育つ権利」が中心であることから、「生きる権利」「まもられる権利」にも視点をあてた研究についてもすすめていかなくてはならないと考えています。

## 子どもの権利条約を学んで

### 「意識改革から実践へ」

「子どもの権利条約」を子どもに教えていく上で、知識として伝えるとともに、学校生活の実践や体験を通して体得できるようにしていくことが重要であると実感しました。道徳や特別活動、授業、あらゆる教育の場においてその実践は可能であると思いました。この機会を得て改めて、「指導」という言葉によって子どもの権利を侵していることがないか日々の教育活動を見直し、「自己肯定感をもった自己決定できる自律した生徒」を育てていきたいという思いを強くしました。

磐周支部 秋月徳子

「子どもの権利条約」というものは知っていましたが、それほど重要視していませんでした。しかし、推進委員会に参加しておられる先生方の実践を聞き、子どもの「権利」という狭い考えではなく、「将来主体的に社会に参画する自律した市民の育成」のために「自己肯定感」や「自己決定力」を育てるという大きな目的を知り、子どもの権利条約の理念はやはり重要なだと感じました。まずはその意識を持つことから始め、目の前にいる子どもたち、そして教職員の仲間たちにも伝えたいと思っています。

清庵支部 戸田宇海

自分自身の「反省」からのスタートでした。「あの言葉はまずかったかな」「こんな言葉かけをすればよかったのかな」「こんなやり方をすればよかった」・・・など、自分のこれまでを振り返るよい機会となりました。

学校生活のさまざまな事例を話し合う中で、大平先生や所員の方々の話を聞いたり、自分でもいろいろ考えたりすることができ、とても勉強になりました。

これから学校生活の中で、話し合いやリーフレットづくりで学んだことを生かし、「子どもの権利条約」を意識し、考えながら、子どもたちと接していきたいと思います。

東豆支部 杉山正晃

### 【子どもの権利条約推進委員会に参加して】

研究に参加する中で子どもの権利条約について改めて感じたことは、人として生きていくための当たり前のことが書かれているだけだと言うことでした。ところが、この子どもの権利条約を実行しようとすると、いろいろな難しい問題があるのです。その問題を一つ一つ解決していく。自律した市民を育てるには、時間と手間が必要なのだと思います。

静岡支部 石上達一

## 2007－2008 子どもの権利条約推進委員会

### =所員=

杉原 貞圭（賀茂） 菊池 まゆみ、遠藤 徳子（田方） 力石 和彦、杉山 正晃（東豆）  
加藤 正勝、中村 り江子（三島） 後藤 聰（沼津） 横山 邦雄（駿東） 立古 英之（富士）  
小笠原 忠幸、戸田 宇海（清庵） 石上 達一（静岡） 麻布 克哉、浅井 昭人（志太）  
吉川 晃（榛原） 岡本 康浩（小笠） 秋月 徳子（磐周） 宮崎 智子、江間 昌史（浜松） 藤井 敬之（浜名）

### =共同研究者=

大平 滋（立正大学）

### =事務局=

寺田 伊勢男、細川 幹太、飯沼 裕、池田 昌史、石山 知義、齋藤 伸子





<http://www.stu.jp/>

## いっしょにつくろう、子どもの権利条約の根付いた学校

編集・発行 ● 静岡県教職員組合立教育研究所

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番12号 静岡県教育会館

TEL 054-251-2777

発行者 ● 運営委員長 加藤 典男

発行日 ● 2009年3月